

令和8年度第2回滋賀県国民保護協議会 結果概要

1. 日時

令和8年8月26日（水）13時00分から13時45分まで

2. 場所

滋賀県危機管理センター2階 災害対策本部室（WEB（Zoom）併催）

3. 出席者

滋賀県国民保護協議会委員 計48名

4. 会議内容

（1）議事

ア 滋賀県国民保護計画等の変更について

（ア）変更（案）概要

（イ）滋賀県国民保護計画部会における審議概要

イ 意見交換

5. 議事概要

- ・滋賀県国民保護計画の変更案について、事務局から変更内容を説明。
- ・滋賀県国民保護計画部会（崎山副部会長）より、本年7月17日に開催された部会での審議結果を説明。
→本協議会委員より、特段の意見なし。
- ・「意見交換」では、令和9年度に実施する滋賀県国民保護訓練に関する質疑や、国民保護事案が発生した際の自衛隊の役割等について意見交換がなされた。
- ・滋賀県国民保護計画等の変更および滋賀県知事あての諮問文（案）について、委員から特段の意見なく、承認された。

6. 主な意見

■意見交換

【辻岡委員（常葉大学社会環境学部）】

令和9年度に国民保護共同訓練の実施が予定されているとのことだが、その内容の検討状況について伺いたい。

【事務局（防災危機管理局）】

令和9年度の訓練については、秋以降に国からシナリオが提示され、検討を進めていく予定である。今回、国の基本指針が福祉関係を中心に変更されているため、福祉関係の視点を盛り込んだシナリオになると推測している。その際は、福祉をはじめとする関係機関と連携しながら、訓練にご協力いただくことになるかと考えている。

【辻岡委員（常葉大学社会環境学部）】

訓練内容について検討の余地があるのであれば、要配慮者や福祉関係の団体から訓練にご参加いただける方を募り、「本当に避難場所まで移動できるのか」「誰がその方の情報を把握しているのか」「どの輸送手段を確保するのか」「福祉サービスにどのように繋いでいくのか」を一度シミュレーションすると、具体的に検証ができるのではないかと考えている。

【事務局（防災危機管理局）】

実際に現場で動いてみて、どういう課題があるのかという視点を捉えるということは非常に重要だと考えている。関係機関にご協力いただき、その点を留意しながら訓練を進めさせていただきたい。

【東会長代理】

国民保護事案が発生した際、県では「住民の避難」や「救援」に関する措置を実施することとなっている。本協議会に陸上自衛隊からも出席いただいているが、国民保護事案が発生した際の自衛隊の役割や日頃から実施されている訓練等について、この機会に国民保護に関する知見を共有いただきたい。

【澤野委員代理（陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊）】

国民保護事案が発生した際、陸上自衛隊では武力攻撃への対処が基本となり、規定されている範囲で国民保護に力を充てる形で対応する。

自衛隊で実施する国民保護措置の内容としては、「避難」「救援」「武力攻撃災害対処」「応急復旧」の4点である。これらは、平素からの災害派遣等で対処している内容が主となるため、平素の訓練から実施をしている状態である。

どの段階でどの部隊が何をするのかといった内容は発言できないので、差し控えるが、一部の部隊をもって対処することとなっている。

■滋賀県国民保護計画等の変更について

【東会長代理】

滋賀県国民保護計画等の変更について、お諮りさせていただきたい。事務局から説明のあったとおり、本計画を変更することとしてよろしいか。

【各委員】

「異議なし」の声

【東会長代理】

「異議なし」という声があったため、本計画については事務局の案のとおり、変更をさせていただきます。

■答申文（案）の承認

【東会長代理】

現地出席いただいている委員の皆様に、答申文案をお配りさせていただきました。ウェブ参加の皆様には、画面上で共有をさせていただいておりますのでそちらの方をご覧ください。

先ほど計画部会の方からのご報告も踏まえ、答申を文案のとおり作成をさせていただきました。この答申文案についてご意見があれば承るが、いかがか。

【各委員】

「意見なし」の声

【東副知事（会長代理）】

特にご意見ないようでございますので、本案により答申をさせていただきます。文言等の修正がもし必要でございましたら、私の方にご一任いただきたい。

以上